

I 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について

1 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出先及び提出期限

連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に対し連結確定申告書及び地方法人税確定申告書を提出しなければならないこととされています(法81の22、地方法人税法19①)。

なお、次に掲げる場合には、提出期限の延長の特例を申請することにより、連結確定申告書の提出期限を2月間延長することができます(法81の24)。この場合、地方法人税確定申告書の提出期限についても、その延長された提出期限となります(地方法人税法19⑤)。

① 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に連結確定申告書を提出することができない常況にあると認められる場合

② 連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に連結確定申告書を提出することができない常況にあると認められる場合ただし、特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に各連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間まで延長することができます。

(注) 1 提出期限の延長の特例を受けるためには、最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に納税地の所轄税務署長へ申請書を提出する必要があります。

2 1の申請書は、法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人であっても、改めて提出する必要があることに御注意ください。

2 時価評価法人等の申告書等用紙について

設立事業年度等の承認申請特例(法4の3⑥)による申請に基づく場合における連結親法人の最初連結事業年度において、連結子法人が時価評価法人等に該当することにより、その連結子法人の承認を受けた日を含む事業年度を連結申告ではなく単体申告を行うこととなるときは、その連結子法人の所轄税務署に単体申告用の申告書等用紙の交付を申し出てください。

3 消費税及び地方消費税について

(1) 消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんが、課税期間は法人税法上の事業年度とされているため(消費税法19①二、地方税法72の78③)、連結事業年度に合わせて課税期間が変わる可能性があります。特に、連結納税を適用する前において親法人と課税期間が異なる期間となっていた子法人についてはその課税期間が変更され、その変更後の課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告が必要となりますので御注意ください。

(注) 法人税について連結確定申告書の提出期限の延長を認められている場合であっても、消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことに御注意ください。

(2) また、消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんので、消費税及び地方消費税の確定申告書の用紙は連結親法人又は連結子法人のいずれであるかにかかわらず、課

税事業者に該当する法人に送付しています。

4 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書等の用紙の送付について

次に掲げる連結確定申告書及び地方法人税確定申告書等の用紙は、それぞれ次に掲げるものを、連結親法人の所轄税務署から連結親法人宛に送付しています。

(1) 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書

- ① 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書別表一の二及び別表一の二次葉
- ② 連結申告書別表セット（別表二から別表十六(八)までの別表のうち主要なもの）

(2) 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類

- ① 個別帰属額等の一覧表
- ② 個別帰属額の届出書（連結親法人分）
- ③ 個別帰属額等届出書付表セット（別表四の二付表から別表十六(八)までの別表のうち主要なもの）（連結親法人分）

(3) 勘定科目内訳明細書（連結親法人分）

- ・ 勘定科目内訳明細書セット

申告に当たり、税務署から送付した用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、送付が不要な場合には、連結確定申告書別表一の二及び個別帰属額の届出書の「翌年以降送付要否」の「否」に○をしてください。

5 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付します。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類
- ⑤ 事業概況書（連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
- ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書
- ⑧ 特別償却の適用を受ける場合の明細書（特別償却限度額の計算に関する付表）及び圧縮記帳の適用を受ける場合の収用証明書など連結確定申告書に添付することが適用の要件とされている書類（以下「明細書・証明書等」といいます。）

6 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類

連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類は、各連結法人ごとに作成し、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付することとなります。この連結確定申告書及び地方法人税確定申告書への添付に際しては、各連結法人ごとに作成した連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類を取りまとめ、その表紙として個別帰属額等の一覧表を付してください（「7 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。）。

- (1) 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類は、個別帰属額の届出書を使用して作成し、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付します。

なお、連結子法人分の作成に当たっては、連結子法人が本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に届け出る個別帰属額の届出書の写しを使用することとして差し支えありません。

- (2) 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。なお、連結子法人分については、添付を省略することができます。

また、連結親法人分の作成及び添付に当たっては、次の点に御注意ください。

- ① 個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結親法人にあっては、「別表六の二(二)付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額9」の金額の計算において「別表六の二(二) 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額11」の金額が必要となるため、「別表六の二(二)付表」だけでなく「別表六の二(二)」も併せて添付することとなります。

- ② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」にあっては、株式等の種類ごとに連結グループでの益金不算入額などが個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

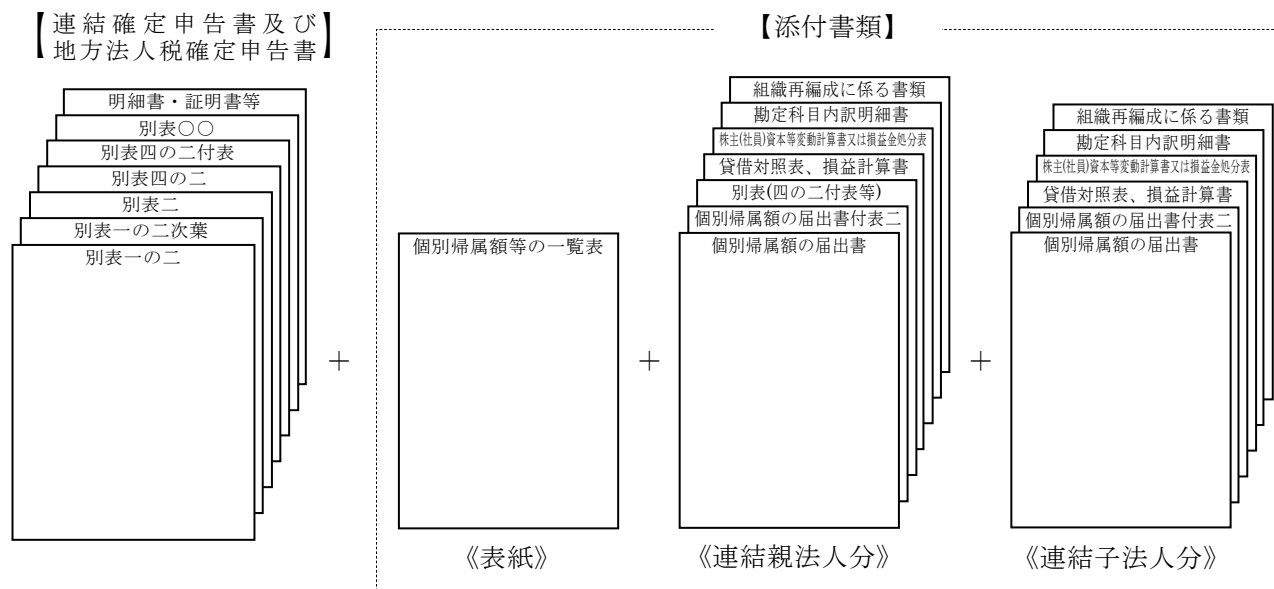
このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」などについても同様です。

- ③ 連結親法人と連結子法人の全てが記載される別表については、連結親法人以外の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額」の「同上以外の場合23」の計算の基礎となる「損金不算入額5」の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額及び支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の合計額が必要であるため、連結法人の全てにつき「6」から「21」までの各欄を記載します。

7 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類については、「個別帰属額等の一覧表」を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに次の順に並べた上で、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付して提出してください。

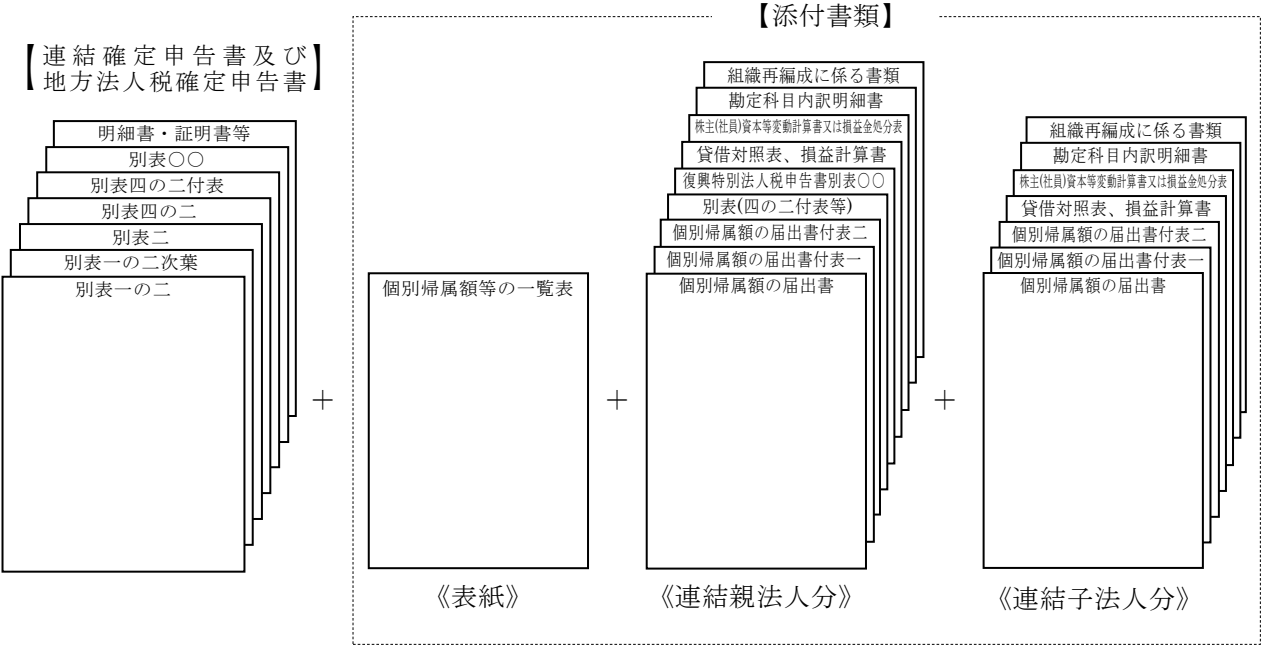


(注) 1 添付書類の連結子法人分については、各連結子法人ごとに、以降同じ順で並べてください。

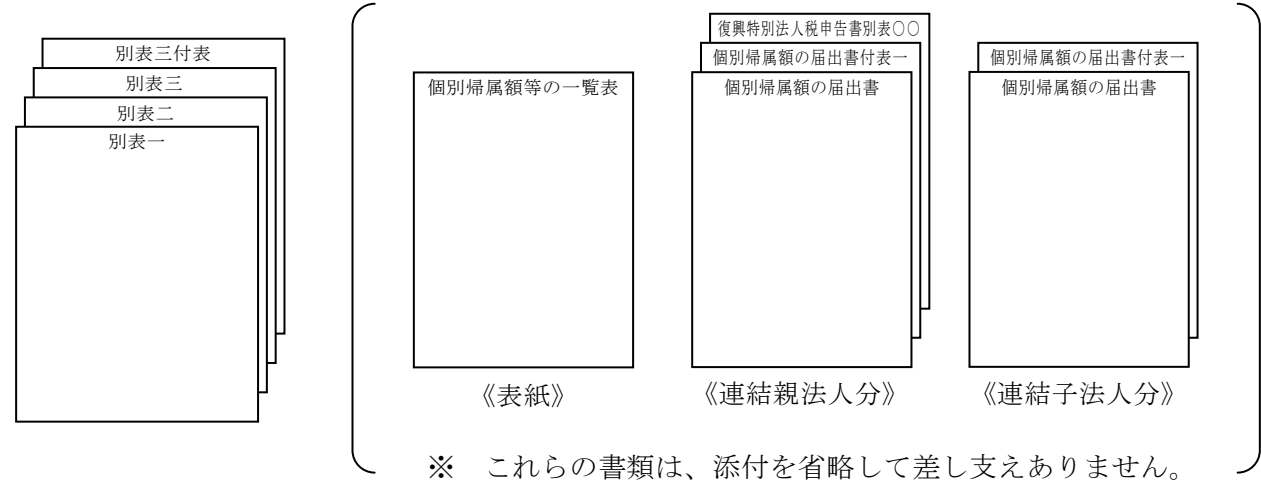
2 上図では、連結子法人分の連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類（申告書別表）の添付を省略しています（6(2)を参照してください。）。

なお、当該連結事業年度が復興財源確保法第45条に規定する課税事業年度である場合には、「個別帰属額等の一覧表」に復興特別法人税の個別帰属額を記載していただくとともに、上記添付書類のほかに、個別帰属額の届出書付表一（連結親法人分及び連結子法人分）及び復興特別法人税申告書別表（連結親法人分）を添付していただくようお願いします。この場合の添付書類の編てつ順は下図のとおりです。

この場合には、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、復興特別法人税申告書には、重ねてこれらの書類を添付していただかなくても差し支えありません。



【復興特別法人税申告書】



Ⅱ 個別帰属額等の届出書の提出について

1 個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限

連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等の届出書（①個別帰属額の届出書、②連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）を提出しなければならないこととされています（法81の25）。

2 個別帰属額等の届出書用紙の送付について

連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙については、連結子法人の所轄税務署から連結子法人宛に次に掲げるものを送付しています。

- ① 個別帰属額の届出書
- ② 個別帰属額等届出書付表セット(別表四の二付表から別表十六(ハ)までの別表のうち主要なもの)
届出に当たり、税務署から送付した用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、送付が不要な場合には、個別帰属額の届出書の「翌年以降送付要否」の「否」に○をしてください。

(注) 連結子法人の個別帰属額等の届出書用紙の送付先（連絡先）については、その送付先として連結親法人の納税地を登録することにより、連結子法人の所轄税務署から連結親法人宛に送付することができます。

今後、連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙の送付先を連結親法人の納税地とする場合には、連結子法人の所轄税務署長に異動届出書（連絡先の登録）を提出してください。

3 個別帰属額等の届出書の添付書類

個別帰属額等の届出書には、次に掲げる書類を添付します。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 事業概況書
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書

(注) I 5に掲げる連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類のうち⑥の明細書・証明書等については、その明細書・証明書等が連結子法人に係るものである場合には、個別帰属額等の届出書にその写しを添付してください。

なお、規則第37条の6第1項第8号《外国税額控除を受けるための書類》の書類のうち連結子法人に係るものは、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付することに代えて、その連結子法人の個別帰属額等の届出書に添付することもできます。その際には、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表六の二(二)にその旨を記載してください。

4 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類

連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありませんが、添付を省略することはできません。この点、I 6(2)と異なりますので御注意ください。

また、作成及び添付に当たっては、次の点に御注意ください。

- ① 個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結子法人にあっては、「別表六の二(二)付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額 9」の金額の計算において「別表六の二(二) 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額11」の金額が必要となるため、「別表六の二(二)付表」だけでなく「別表六の二(二)」も併せて添付することとなります。

- ② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」にあっては、株式等の種類ごとに連結グループでの益金不算入額などが個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

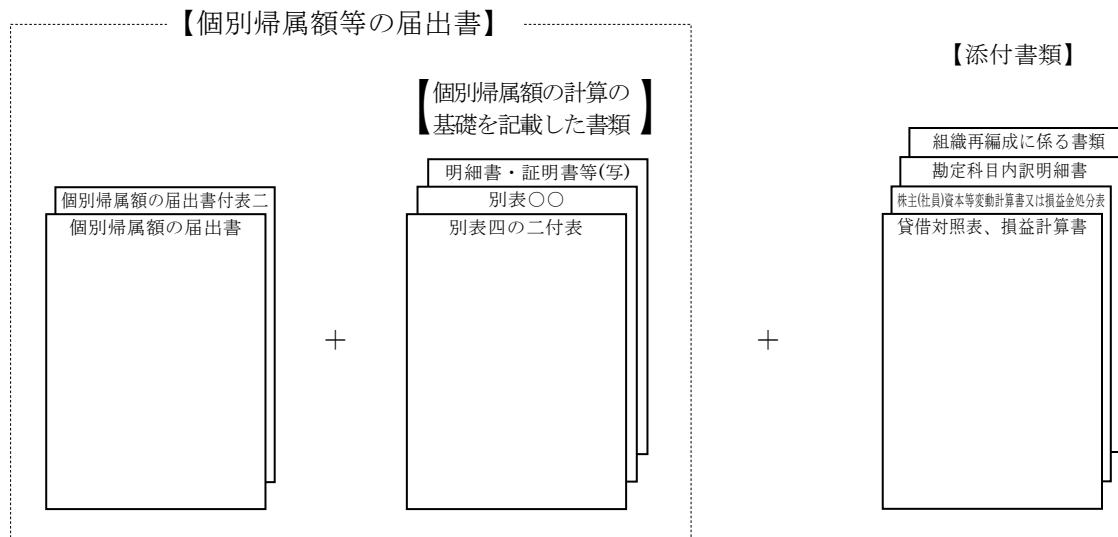
このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」などについても同様です。

- ③ 連結親法人と連結子法人の全てが記載される別表については、他の連結法人の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額」の「同上以外の場合23」の計算の基礎となる「損金不算入額 5」の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額及び支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の合計額が必要であるため、連結法人の全てにつき「6」から「21」までの各欄を記載します。

5 個別帰属額等の届出書の編てつ順について

個別帰属額等の届出書については、個別帰属額の届出書を表紙として、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類及び添付書類を次の順に並べた上で提出してください。



なお、連結親法人の当該連結事業年度が復興財源確保法第45条に規定する課税事業年度である場合には、これらの書類のほかに、個別帰属額の届出書付表一及び復興特別法人税申告書別表を、それぞれ提出する必要があります。この場合の書類の編てつ順は下図のとおりです。

この場合には、復興特別法人税申告書別表については、写しを使用することとして差し支えありませんが、提出を省略することはできませんので御注意ください。

